

市町村等が「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」を定めるにあたり、厚生労働省およびこども家庭庁から告示される基本的な方針(以下、基本指針)が、令和9年度から11年度までの計画策定に向けて改正されました。

この基本指針において、市町村の計画で「設定されることが適当」とされている成果目標を、本市の成果目標等の基礎とします。その上で、これまでの取り組みや地域の課題等を総合的に考慮し、本市の目標を定めます。

本計画では、各目標に対する本市の課題や取り組みをわかりやすい形で整理して示すため、各項目を「現状」、「課題」、「成果目標・活動指標設定の考え方」、「目標達成に向けた取り組み」の構成とし、それぞれ本市の考えを記載しています。

なお、本計画では、計画の進捗状況を把握するため、「成果目標」、「活動指標」および「参考指標」を設定します。「成果目標」は、令和11年度末までに達成を目指す状態や成果を示す指標です。「活動指標」は成果目標の達成に向けた各年度の取り組みの進捗を示す指標です。「参考指標」は地域の実情や施策の効果を多面的に把握するために用いる指標であり、目標値は設定せず、関連する状況の変化を確認します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

現状

- 本市の援護を受けて施設に入所している人の約2割が 65 歳以上です。
- 令和7年度に新たに施設に入所した人は 16 人、退所した人は 29 人でした。退所理由は「死亡」が最も多く、次いで「長期入院」「介護保険移行」となっており、地域生活へ移行した人はいませんでした。
- 退所者数と入所者数に差がある背景としては、市外施設で退所者が生じた場合、同一施設に本市援護の人が新たに入所することは想定しにくいことに加え、一部施設で定員が減少したことが考えられます。
- 地域で重度の障害のある人を受け入れ、必要な支援を提供できる体制が十分に整っていないため、地域生活への移行は進んでいません。一方で、重度の障害のある人にとって、入所施設が相対的に必要な社会的支援を受けることのできる場となっていることから、多くの人が施設への入所を待機しています。
- 令和6年度に1人が地域生活へ移行をしました。普段から入所施設以外の外部の日中活動系サービス事業所を利用していたことが、地域生活への移行を後押しした要因の一つと考えられます。
- 地域生活に必要な支援が十分に確保されない場合、障害児入所施設等を退所できず、いわゆる「加齢児」として、成人後も児童福祉施設で生活を続けざるを得ない状況となる可能性があります。

課題

- 施設に入所している人には、重度・高齢の障害のある人が多く、住まいの選択等に関する「意思実現の支援」に先立ち、丁寧な「意思形成の支援」および「意思表示の支援」が必要となる場合があります。施設入所している人が地域生活を含む多様な選択肢を知り、自らの意思を形成・表明できるよう、入所施設内外で多様な体験の機会を確保する必要があります。
- 地域生活への移行を望む人が、その意思を実現できるよう、住まい、日中活動、相談支援、医療等、地域で必要な支援を受けられる体制を整備する必要があります。特に、重度の障害のある人を受け入れることのできる住まいおよび支援人材の確保が課題です。
- 地域生活への移行を促進する取り組みと併せて、入所施設と地域とのつながりを深める「施設の地域化」を両輪で進める必要があります。
- 障害児が 18 歳以降も切れ目なく必要な支援を受け、本人の希望や特性に応じた生活の場を選択できるよう、児童期から成人期への移行を見据えた支援を進める必要があります。

国の基本指針	本市の成果目標
令和11年度末までに令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行する (参考)令和7年度末施設入所者 298人 基本指針に基づく目標数 17.8人	地域生活への移行者数 0人 ※令和11年度時点で、 施設入所者に対し多様な体験の機会を提供する
令和11年度末までに令和7年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減する (参考)令和7年度末施設入所者 298人 基本指針に基づく目標数 14.9人	施設入所者数の削減数 0人 ※令和11年度末時点で、 令和7年度末時点の施設入所者数を上回らない

■活動指標

	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
施設入所支援における「地域移行促進加算」の算定件数	0件	7件	7件

(各年度の延べ件数)

成果目標・活動指標の設定の考え方

- 国の基本方針では、令和11年度末までに、令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行し、5%以上を削減することとしています。しかし、本市の施設にすでに入所している人は、障害の特性や家族の状況から、地域生活への移行は非常に困難であると考えています。また、施設入所を希望する人については、入所施設の定員が限られていることから、多くの人が入所を待機している状況にあり、現状の施設利用者数を削減することも困難です。
- 本計画期間における地域生活への移行者数および施設入所者数の削減数の目標は、いずれも0人とします。その上で、施設入所者に多様な体験の機会を提供するとともに、地域移行を希望する重度の障害のある人を受け入れることのできる地域づくりを進めます。これにより、令和11年度末の施設入所者数が、令和7年度末時点の298人を上回らないことを目指します。
- なお、施設入所者の地域生活への移行の目標数は、市内の入所施設から地域生活に移行した人数をカウントしていますが、県立施設については神奈川県の実績として計上されるため、本市の目標には反映していません。
- 施設入所支援の「地域移行促進加算」の算定実績は、多様な体験機会の提供状況を把握する指標となると考え、市独自の活動指標として設定します。本加算は、施設入所利用者がグループホーム等の見学や地域活動への参加等を行った場合に、その支援を評価するものです。
- 地域生活支援拠点等に位置づけられている事業所が算定できる加算であることから、令和10年度以降、市内障害者支援施設について、各施設1件ずつの算定を見込みます。

目標達成に向けた取り組み

- 令和8年度から入所施設に配置が義務づけられている「地域移行等意向確認担当者」が、定期的に関係機関等と情報共有を行う場を、地域生活支援拠点等や障害とくらしの支援協議会等を活用して確保します。本人の意思決定支援を担う支援者間のネットワーク形成を通じて、地域生活への移行を含む多様な選択肢に関する情報提供や体験の機会の確保を促進します。
- 「地域移行等意向確認担当者」等によるネットワークで把握した課題や意見等を踏まえ、国の障害福祉サービス報酬における「地域移行促進加算」を補完する支援施策や、地域生活が不安定になった場合に生活を整えるための一時的な受入れ等の在り方について、県による集中的支援の動向を踏まえながら検討します。
- 国の「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」における議論を踏まえ、入所施設が有する重度の障害のある人への支援に関する専門性を、地域の障害福祉サービス事業所との研修や連携等を通じて地域に還元できるよう働きかけます。特に、重度訪問介護、行動援護、生活介護、共同生活援助および相談支援の事業所と相互に支え合い、専門性を共有できる関係づくりを進めることにより、入所施設の地域化に取り組みます。
- 第5章(7)障害福祉サービス等の質の向上の活動指標等を踏まえ、重度の障害のある人を受け入れられる人材の確保について検討を行います。
- 第6章(3)居住系サービスの見込量の参考指標を踏まえ、「指定グループホーム入居生活費扶助」の効果を検証する等、重度の障害のある人を受け入れることのできる住まいの設置を促進します。
- 地域移行支援・地域定着支援の支援内容や支給決定の対象者等、制度の周知・普及啓発を図ることにより、利用の拡充を図ります。特に、障害児入所施設に入所しているこどもについては、児童相談所による措置入所が多く、児童相談所の援助方針に基づき支援が行われていることから、障害児相談支援を利用していない場合も想定されます。このため、地域移行支援の利用も含め、児童期から成人期まで切れ目のない相談支援の充実を図ります。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

現状

- 近年、精神障害者保健福祉手帳交付者数及び自立支援医療(精神通院)受給者証交付者数は増加傾向にあります。自立支援医療(精神通院)受給者証交付者のうち約6割が精神障害者保健福祉手帳の交付も受けており、精神障害により日常生活または社会生活に一定の制限がある状況がうかがえます。
- 本計画策定にあたって、令和7年度に障害者手帳交付者の約3割を対象に実施したアンケート調査では、「あなたは普段暮らしている中で困っていることはありますか」について「身近に相談できる人がいない・少ない」と回答した人の割合が、他の障害種別と比較して相対的に高い結果となりました。
- 同アンケートの「あなたはこれから誰と暮らしたいですか」という設問では、「ひとりで暮らしたい」と回答した人の割合が、他の障害種別と比較して相対的に高い結果となりました。
- 令和8年4月時点、自立支援医療(精神通院)受給者証交付者 7,722 人のうち、約1割にあたる 869人が精神科訪問看護を利用しています。精神科訪問看護事業所数は増加傾向にあり、住まいを中心に医療機関と連携し、医療面から精神障害のある人の地域生活を支える担い手として、その役割への期待が高まっています。
- 令和8年4月時点、精神障害者保健福祉手帳交付者数 6,294 人に対し、障害福祉サービスを利用する精神障害のある人は 1,157 人です。このうち約半数は、日中活動系サービスのみを利用しています。
- 精神障害のある人は、他の障害種別と比較してセルフプランの割合が相対的に高く、障害福祉サービスを利用する精神障害のある人のうち約7割がセルフプランです。計画相談支援を利用している人は 316 人です。
- 令和7年度は、精神保健福祉法第29条に基づく措置入院者のうち32人が、保健所による退院後支援を希望しました。保健所では、退院後支援計画を作成し、原則6か月、最長1年の期間にわたり、家庭訪問、受診調整および在宅生活の調整等の支援を行っています。
- 地域移行支援および地域定着支援については、利用が非常に少ない状況です。特に地域移行支援については、医療機関等からの対象者に関する一次相談窓口を基幹相談支援センターに集約し、地域移行支援事業所や支給決定を行う障害福祉課との調整を行う体制としていますが、相談件数は少ない状況にあります。

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」として、精神保健医療福祉体制の整備に係る協議の場である「横須賀市精神保健福祉連絡協議会」を設置しています。
- 本市では令和6年度から、国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」において同システム構築の推進に実践経験を有する「広域アドバイザー」から助言を受けながら、取り組みを進めてきました。令和8年度は本事業の最終年度となります。
- 市内の保健・医療・福祉の各分野関係者から、「密着アドバイザー」を3名委嘱するとともに、その密着アドバイザーを中心とする「コア会議」を実施します。「実務担当者会議」での協議の場の実行性を高め、課題解決に向け、具体的な取り組みにつなげます。令和7年度は、住まいの場であるグループホームと精神科訪問看護の連携をテーマにした研修会を実施しました。

課題

- 本市は、人口10万人あたりの長期入院者は全国平均を下回っているものの、減少傾向には至っていません。また、地域移行支援および地域定着支援の利用が伸び悩んでいること、セルフプランの割合が高いことから、精神障害のある人の希望や生活状況に応じた福祉サービスおよび相談支援が、十分に提供されていない可能性があります。
- 精神障害のある人が地域生活を継続するためには、医療分野と福祉分野の連携が不可欠です。本人の希望や生活状況に応じた支援を行うため、双方が役割を理解し、必要な情報共有や支援調整を行える関係を構築する必要があります。
- 精神症状の変化等により精神科医療の受診が必要となった際に、適切なタイミングで医療につながるよう、保健所、医療機関および福祉関係機関の連携を強化する必要があります。
- 精神障害のある人の中には、病状や生活状況等により、自ら不調や困りごとを発信し、相談することが難しい人もいます。家族、支援者等からの相談を適切に受け止め、本人の意向を大切にしながら、保健所、医療機関および福祉関係機関が連携して必要な支援につなげる体制を強化する必要があります。
- 精神障害のある人の家族が孤立しないよう、個別支援や家族会の運営等を通じた家族支援を継続する必要があります。
- 心の健康や精神疾患について正しく理解し、身近な課題として捉えられるよう、普及啓発を進めるとともに、精神障害のある人に対する偏見や差別の解消を図る必要があります。

国の基本指針	本市の成果目標
心のサポーター数 (参考)基本指針に基づく目標値 全国で100万人以上	県から人口規模に応じて目標設定ある可能性

■活動指標	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場			
開催回数	5回	5回	5回
関係者等の参加者数	58人	58人	58人
目標設定および活動状況の把握・評価	年1回	年1回	年1回
心のサポーター養成研修(実施回数)	年0回	年1回	年0回
精神保健福祉相談員講習会(実施回数)	-	-	-
精神障害のある人の障害福祉サービス利用 実人数			
地域移行支援	5人	5人	5人
地域定着支援	0人	0人	1人
自立生活援助	3人	3人	3人
自立訓練(生活訓練)	29人	29人	29人
短期入所	3人	3人	3人
共同生活援助	267人	289人	314人

(各年度の延べ回数および実人数、自立訓練・短期入所・共同生活援助のみ各年度3月時点の実人数)

成果目標・活動指標の設定の考え方

- 保健、医療および福祉関係者による協議の場合は、協議内容から勘案すると、開催数は3回が適切であると考えました。また、開催回数のうち1回は、目標の設定および活動状況の把握・評価を行います。
- 心のサポーター養成研修については、身近な地域における支援の担い手である民生委員および主任児童委員等を主な対象として実施することを見込みました。
- 精神保健福祉相談員講習会について、本市では、精神障害のある人に関わる支援者を対象に「こころの健康づくり教室(支援者向け)」を実施しています。しかし、この取り組みは精神保健福祉法第12条第3号に定める内容には該当しないため、活動指標は設定していません。
- 精神障害のある人の「地域移行支援」については、1年以上の長期入院をしている人が、各年度5人利用することを見込みました。
- 「地域定着支援」については、今後、地域生活支援拠点等の整備が進むことを踏まえ、令和11年度には、単身等で生活する精神障害のある人1人が、常時連絡をとることができる体制を確保した上で、見守り等の支援を受けることを見込みました。
- 「自立生活援助」については、常時連絡をとることができる体制を確保した上で、定期的な訪問や通話等による相談支援を受ける精神障害のある人を各年度3人見込みました。
- 「自立訓練(生活訓練)」については、令和7年度実績における精神障害のある人の割合(62.2%)をもとに、第6章に記載のサービス全体の見込量から算出し、各年度29人の利用を見込みました。
- 「短期入所」については、令和7年度実績と同程度の利用者数を見込んでいます。
- 「共同生活援助」については、令和7年度実績における精神障害のある人の割合(34.1%)をもとに、第6章に記載のサービス全体の見込量から算出しました。

目標達成に向けた取り組み

- 精神保健福祉連絡協議会における実務担当者会議を中核として、課題解決に向けた具体的な取り組みを推進するとともに、保健・医療・福祉の関係機関間における情報共有ならびに連携体制の強化を図ります。
- 精神障害のある人の地域生活の継続に必要なサービス利用および支援体制の構築を推進します。特に、精神科病院に入院している人については、入院中から退院後の地域生活を見据え、本人の意向を踏まえながら、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、必要な支援につなげます。
- 措置入院後に保健所による退院後支援を希望した人等に対し、継続的な支援に取り組みます。
- 本人が自ら相談することが困難な場合も想定し、家族や支援者等から寄せられる相談を、市の相談窓口において適切に受け止めます。本人の意向を大切にしながら、必要に応じて関係機関が連携し、必要な支援につなげます。
- 長期入院者については、医療機関からの情報を踏まえ、支給決定を行う障害福祉課、基幹相談支援センターおよび障害者相談サポートセンターと連携し、地域移行支援や地域定着支援等のサービスの周知および利用の検討を行います。また、県が実施する入院者訪問支援事業等により、本人の希望に応じて、傾聴、生活に関する相談および情報提供等を引き続き行います。
- 精神疾患のために様々な課題を抱える家族同士が、悩みや不安を共有できる家族語らいの場を継続して実施します。
- 心の健康や精神疾患について正しく理解し、身近な課題として捉えられるよう、研修会を実施します。また、民生委員等の改選の時期に合わせ、県と協力して心のサポーター養成研修を実施します。

(3)地域生活支援の充実

現状

- 令和8年4月時点で、障害福祉サービス利用者のうち自宅で生活している障害支援区分5・6の人は377人であり、このうち113人がセルフプランで障害福祉サービスを利用しています。
- 令和8年4月時点、障害福祉サービス利用者のうち行動関連項目10点以上の人は225人であり、このうち111人が自宅で生活しています。
- 令和8年4月時点で、障害福祉サービスを利用する医療的ケアの必要な18歳以上の人は149人であり、このうち86人が自宅で生活しています。このうち、中心静脈栄養、酸素療法、人工呼吸器の使用、気管切開部の処置またはモニター測定を必要とし、医療依存度が高く、24時間365日の見守りが必要と想定される人で、自宅で生活している人は32人です。
- 強度行動障害の状態にある人や医療的ケアの必要な人は、環境面および人材面の制約から障害福祉サービスの受入れが難しい場合があり、必要なサービスを利用しにくい状況にあります。
- 共同生活援助事業所は、令和4年4月時点の市内85事業所から、令和8年4月時点には146事業所へと増加しています。一方で、共同生活援助の利用者の約6割は障害支援区分2・3の人であり、重度の障害のある人の入居が難しい状況がうかがえます。
- その結果、重度の障害のある人については、自宅以外の生活の場として、入所施設への入所待機や市外の共同生活援助事業所への入居以外に、十分な選択肢をもちにくい状況も生じています。こうした状況については、障害とくらしの支援協議会からも指摘されています。
- 令和8年4月時点で、共同生活援助を利用する行動関連項目10点以上の人は36人です。一方、国の障害福祉サービス等報酬における「重度障害者支援加算」の請求は6人とどまっています。職員の研修要件等により加算の算定に至っていない事業所がある可能性があり、利用者の特性に応じた支援を提供できる人材および事業所が不足していることがうかがえます。
- 令和8年4月時点、市内の生活介護事業所数は46事業所です。生活介護の利用者のうち強度行動障害の状態にある人は約2割を占める一方、事業所ごとの利用者に占める割合の中央値は6.3%であり、限られた事業所に集中していることがうかがえます。
- 強度行動障害の状態にある人への支援については、予防的な介入を含む事業所へのコンサルテーションや集中的支援等、支援者を支える取り組みに対するニーズが非常に大きい状況にあります。

- 地域生活支援拠点等に求められる4つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成等)については、一部の機能を障害福祉サービス事業所の登録により整備している一方、地域生活支援拠点等としての役割分担、連絡調整、緊急時対応等を含む運用の明確化・構築は途上にあります。
- 昭和63年から「福祉援護センター運営事業」により、市立施設を指定管理者制度の下で運営してきました。現在は、市立施設において、生活介護、計画相談支援、地域相談支援および日中一時支援を実施しています。

- 自宅で生活する重度障害のある人の中にはセルフプランの利用者も一定数いることを踏まえ、特に緊急時の対応が困難となるおそれがある人について、本人の意向や状況に応じ、平時から計画相談支援等につながる仕組みを整備する必要があります。
- サービス担当者会議等を通じて、関係機関間で本人の状況や支援に必要な情報の整理・共有および支援調整を進め、必要な支援につながる体制を強化する必要があります。
- 緊急時に提供できる支援には限りがあることから、平時から短期入所等の体験の機会を通じて生活に関する情報を把握し、アセスメントを更新するとともに、家族のレスパイト(介護負担の軽減)の観点も踏まえながら受入れ調整体制を強化し、緊急時に速やかに必要な支援につなげる必要があります。
- 入所施設からの地域移行の受入れを含め、重度の障害のある人が地域で生活を継続できるよう、地域の支援体制を強化する必要があります。
- 強度行動障害の状態にある人および医療的ケアの必要な人への支援については、それぞれの特性に応じた研修の受講促進に加え、実地での助言・コンサルテーション等と連動させ、受入れ可能な事業所の裾野を広げる必要があります。また、支援の質を継続的に向上させ、事業所や支援者が孤立しない仕組みを整備する必要があります。
- 地域生活支援拠点等に求められる4つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成等)が実効的に働くよう、地域生活支援拠点等としての役割分担、連絡調整、緊急時対応等を含む運用を明確化するとともに、運用体制の構築・定着を図るため、関係機関等での検証・検討を行い、継続的な改善につなげる必要があります。
- 共同生活援助の利用者は障害支援区分2・3の人が多く、共同生活援助を経て将来的にひとり暮らしを希望する人がいることも想定されます。また、家族と暮らす人を含め、ひとり暮らしを希望する人もいると考えられます。本人の意向を把握し、体験の機会や必要な支援を確保しながら段階的な移行を支援することで、地域におけるくらしの選択肢を広げる必要があります。
- 「福祉援護センター運営事業」により運営する市立施設に求められる役割やニーズは、時代とともに大きく変化しています。地域における重度の障害のある人への支援や支援者支援等について求められる機能を念頭に置きながら、施設・設備の老朽化に伴う修繕費用の増加など、ハード面およびコスト面の課題も踏まえ、現指定期間が満了する令和11年度末までに、福祉援護センターの今後のあり方について検討を進める必要があります。

国の基本指針	本市の成果目標
地域生活支援拠点等の整備	令和11年度末までに、地域生活支援拠点等の面的整備を行う
強度行動障害の状態にある障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備	令和11年度末までに、強度行動障害の状態にある人の支援ニーズの把握と支援体制の整備を行う

■活動指標	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
面的整備としての地域生活支援拠点等を構成する事業所の設置数	6事業所	28事業所	28事業所
地域生活支援拠点等コーディネーターの配置人数	1人	1人	2人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数	1回	1回	1回
市内生活介護事業所における支援体制			
「常勤看護職員等配置加算」の届出事業所数	14事業所	14事業所	14事業所
「重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ」の届出事業所数	16事業所	17事業所	18事業所
市内共同生活援助事業所における支援体制			
「常勤看護職員等配置加算」の届出事業所数	0事業所	0事業所	1事業所
「重度障害者支援加算」の届出事業所数	0事業所	0事業所	3事業所
「障害福祉サービス等従事職員研修費補助金」実績			
喀痰吸引等研修	7件	7件	7件
強度行動障害支援者養成研修	15件	15件	15件
行動援護従事者養成研修	3件	3件	3件
中核的支援人材養成研修 修了者数	1人	1人	1人
市内共同生活援助事業所における「自立生活支援加算」の算定事業所数	2事業所	2事業所	5事業所
自立生活援助 利用者数(実人数)	3人	3人	3人 ss
地域定着支援 利用者数(実人数)	1人	1人	1人

(各年度の延べ件数・利用実人数等、事業所の届出状況のみ各年度 3 月時点の事業所数)

成果目標・活動指標の設定の考え方

- 令和11年度末までに、地域生活支援拠点等の面的整備を行います。また、強度行動障害の状態にある人の支援ニーズを把握し、令和11年度末までに支援体制の整備を図ります。
- 地域生活支援拠点等を構成する事業所の設置事業所数については、「相談」の機能として、委託相談支援事業所5事業所および複数事業所による協働体制を構築している指定特定相談支援事業所10事業所を見込みました。また、「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」の機能として、社会福祉法人が運営する短期入所事業所13事業所を見込みました。市と令和9年度から配置を予定する「地域生活支援拠点等コーディネーター」が連携して仕組みづくりを行った後、事業所登録が促進されと考え、令和10年度以降、登録事業所数が増加することを見込みました。
- 地域生活支援拠点等の中核を担うコーディネーターについては、令和9年度から委託により1人を配置することを目指します。仕組みの構築が進み、運用が軌道に乗るにつれて業務量の増加が見込まれるため、令和11年度以降は2人に増員することを見込みました。
- 検証および検討の実施回数については、障害とくらしの支援協議会等の既存の枠組みを生かし、年1回以上実施することを見込んでいます。
- 生活介護における、医療的ケアの必要な人の支援体制を把握する指標として、「常勤看護職員配置加算」の届出事業所数を市独自の指標として設定します。令和7年度実績と同程度の事業所数を見込みました。
- 生活介護における、強度行動障害の状態にある人の支援体制を把握する指標として、「重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ」の届出事業所数を市独自の指標として設定します。令和9年度以降、毎年度1事業所ずつ増えていくことを見込みました。
- 共同生活援助における医療的ケアの必要な人への支援体制についても、「常勤看護職員配置加算」の届出事業所数を市独自の指標として設定します。令和11年度には届出事業所数1事業所を見込みました。
- 共同生活援助における強度行動障害の状態にある人の支援体制についても、「重度障害者支援加算」の届出事業所数を市独自の指標として設定します。令和11年度には届出事業所数3事業所を見込みました。

- 令和8年度から、障害福祉サービス等事業所に従事する職員のキャリアアップおよび支援の質の向上を図るため、「障害福祉サービス等従事職員研修費補助金」を創設し、各種研修の受講に要する費用を補助します。特に、医療的ケアの必要な人および強度行動障害の状態にある人の支援に係る「喀痰吸引等研修」「強度行動障害支援者養成研修」および「行動援護従事者養成研修」に係る補助実績を市独自の指標として設定します。
- 「中核的支援人材」とは、強度行動障害の状態にある人に対して障害特性に基づく「標準的な支援」を自ら実践するとともに、事業所内で強度行動障害支援者養成研修を修了した職員から未修了の職員までを対象に、指導・助言を行う中核的な役割を担う人材です。令和8年度から、県内での養成が開始していることから、市独自の指標として設定し、各年度1人を見込みます。
- 共同生活援助における「自立生活支援加算」は、ひとり暮らし等を希望する共同生活援助利用者に対する相談援助および連絡調整等の支援を評価する加算です。地域でのくらしの選択肢の拡大に向けた支援体制の状況を把握するため、市独自の活動指標として設定します。令和9年度および令和10年度は、令和7年度と同程度の市内2事業所を見込み、令和11年度は取り組み事業所数の増加を見込み、市内5事業所とします。
- 自立生活援助は、令和7年度と同程度の利用者数を見込みました。地域定着支援については、令和9年度および令和10年度は1人、令和11年度は精神障害のある人1人の利用を加え、2人を見込みました。

目標達成に向けた取り組み

- 地域生活支援拠点等コーディネーターを中核に、障害とくらしの支援協議会等の協議の場を活用しながら、官民協働により、地域生活支援拠点等に求められる4つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成等)の構築・充実に努めます。
- 地域生活支援拠点等コーディネーターについては、基幹相談支援センターに配置する方法、または他の機関に配置した地域生活支援拠点等コーディネーターと同センターが協働する体制を構築する方法を検討します。
- セルフプランで障害福祉サービスを利用している人が一定数いる状況を踏まえ、地域生活支援拠点等については、必要な人を適切な相談支援につなぐとともに、相談支援を基軸として、多様な関係者が連携して支援を行う体制を基本とします。また、市内の障害福祉サービス事業所等が地域の支援課題を自らの課題として捉え、取り組みに参画できる機会を設け、地域全体で支える体制の構築に努めます。
- 自宅で生活する障害のある人のうち、緊急時の支援調整が困難となるおそれが高い人を把握し、本人の意向や状況を踏まえ、平時から計画相談支援につなぐとともに、必要に応じて地域定着支援および自立生活援助の利用につなげます。併せて、サービス担当者会議を通じた情報提供および支援調整の充実に努めます。
- その上で、地域生活支援拠点等コーディネーターを中心に、拠点登録事業所の職員および令和8年度から入所施設への配置が義務づけられている「地域移行等意向確認担当者」等の支援者が、緊急時の支援調整が困難となるおそれが高い人や市内入所施設で生活する人に係るサービス担当者会議等の個別支援の状況を共有します。支援上の課題がある場合には、必要に応じて拡大サービス担当者会議や事例検討を行う機会を確保します。
- 短期入所等を活用した体験の機会を確保し、本人の生活に関する情報や支援上の留意事項の把握、アセスメントの更新を推進します。併せて、家族のレスパイト(休息)にも配慮しながら、短期入所事業所等との連携による受け入れ調整体制の強化を図ります。
- 入所施設や長期入院から地域生活への移行を希望する人や、共同生活援助または家族との同居からひとり暮らしへの移行を希望する人について、多様な体験の機会、自立生活援助、地域定着支援、その他の必要な支援を活用しながら、段階的な地域生活への移行を支援します。
- 共同生活援助における「自立生活支援加算」の活用状況を踏まえ、ひとり暮らしへの移行に向けた課題やニーズについて、障害とくらしの支援協議会等において個別事例から地域課題を把握します。その上で、居住支援協議会との情報共有をはじめとする必要な取り組みを検討します。

- 日中活動系サービス事業所についても、障害のある人の地域生活の継続を支える観点から、日常的な見守り、生活状況の把握、関係機関との情報共有および必要な支援へのつなぎ等の役割を担うことができるよう、その取り組みを促進するための方策を検討します。
- 医療的ケアの必要な人への支援については、喀痰吸引等研修の受講促進を図るとともに、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、関係機関による連携体制の充実を図ることで、受け入れ可能な事業所の拡大および支援の質の向上を図ります。
- 強度行動障害の状態にある人への支援については、支援者養成研修等の受講を促進するとともに、各事業所において中核的な役割を担う支援人材を計画的に養成します。併せて、関係機関による実地での助言、コンサルテーションおよび支援者支援に加え、各事業所で中核的な役割を担う支援人材や、今後専門的な支援人材としての役割を担うことが期待される支援者等の交流および学び合いの機会を促進します。こうした取り組みを通じ、地域の事業所に対する専門的な助言、人材育成および困難事例への対応を担う支援体制の構築を進め、受け入れ可能な事業所の拡大、支援の質の向上および支援者の孤立防止を図ります。
- 集中的支援や重度障害者支援加算の対象となる強度行動障害の状態にある人を適切に把握し、各事業所が、支援者養成研修等を受講した人材による支援計画シートや支援手順書等の効果的な作成につなげられるよう、国の認定調査員マニュアルに準じた丁寧な認定調査に努めます。
- 福祉援護センターの今後のあり方については、「福祉援護センター運営事業意見交換会」を設置し、その意見等を踏まえ、市としての方針を決定します。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

現状

- 本計画策定にあたって、令和7年度に障害者手帳交付者の約3割を対象に実施したアンケート調査では、「現在、働いていない人にお聞きします。働くにあたり、どんな支援があると良いと思いますか」という設問では、「自分に合った仕事を紹介してくれる支援」「障害者雇用以前向きな事業所・職場の開拓」「働く前の仕事の体験や実習ができる機会」と回答した人が多かった。
- 令和8年4月時点で、市内には、就労移行支援事業所が8事業所、就労継続支援 A 型事業所が4事業所、就労継続支援 B 型事業所が35事業所あります。
- 令和8年4月時点の就労移行支援支給決定者数は121人(身体障害のある人:9人、知的障害のある人:19人、精神障害のある人:95人)であり、精神障害のある人が占める割合が大きい状況にあります。
- 令和8年4月時点の就労継続支援 A 型支給決定者数は129人(身体障害のある人:10人、知的障害のある人:30人、精神障害のある人:92人)であり、精神障害のある人が占める割合が大きい状況にあります。
- 令和8年4月時点の就労継続支援 B 型支給決定者数は857人(身体障害のある人:59人、知的障害のある人:364人、精神障害のある人:482人)であり、精神障害および知的障害のある人が占める割合が大きい状況にあります。
- 令和7年度に福祉施設から一般就労へ移行した人は67人(就労移行支援:52人、就労継続支援 A 型:9人、就労継続支援B型:6人)でした。
- 市内には就労定着支援事業所が8事業所ありますが、多くが就労移行支援事業所に併設されていることから、就労継続支援 A 型・B 型から一般就労へ移行した人は、就労定着支援を利用しにくい傾向にあります。このため、本市では、一般就労へ移行した人と関係の深い事業所の職員による職場定着支援を促進するため、「障害者職場定着支援事業補助金」を交付しています。
- 令和8年5月時点で、当該補助金の登録事業所数は20事業所、職場定着支援員として登録している職員数は37人です。令和7年度には、3事業所が6人に対し、延べ17件の支援を行いました。
- 法定雇用率の段階的な引き上げに加え、長時間の勤務が難しい障害のある人の就労ニーズにも対応するため、令和6年4月から、週10時間以上20時間未満の特定短時間労働者も法定雇用率の算定対象となりました。このことにより、多様な働き方を通じた障害者雇用の拡大が期待されています。
- また、新型コロナウイルス感染症を契機としてテレワークが普及し、在宅勤務に対応した業務や社内ルールの整備が進んだことで、障害のある人にとっても働き方の選択肢が広がりつつあります。

課題

- 本人の特性および支援ニーズに応じた就労機会を確保・拡大するとともに、障害者雇用に向向きな事業所・職場の開拓を進める必要があります。
- 一般就労への移行後の就労定着を図るため、職場定着支援体制を強化する必要があります。また、安定した就労には健康管理や日常生活管理の基盤が重要であることから、生活支援と就労支援が連動する支援ネットワークを形成・強化する必要があります。
- 就労を希望する人が本人に合った仕事を選択できるよう、就労前の職場体験の機会を充実させるとともに、必要に応じてや就労アセスメントの活用を促進する必要があります。
- 短時間労働や在宅勤務等の多様な働き方が可能な就労先が市内で十分に確保されていない状況にあります。

国の基本指針	本市の成果目標
令和11年度の福祉施設から一般就労への移行者を令和6年度の一般就労移行実績の 1.31 倍以上にする (参考)令和6年度移行者数89人 基本指針に基づく目標数116.5人	令和 11 年度の、一般就労移行者数を 117人以上にする
1 就労移行支援事業からの移行者 令和6年度比 1.14倍以上 (参考)令和6年度移行者数82人 基本指針に基づく目標数 93.4 人	就労移行支援事業からの移行者:93人
2 就労継続支援A型事業からの移行者 令和6年度比 1.52倍以上 (参考)令和6年度移行者数3人 基本指針に基づく目標数 4.6 人	就労継続支援 A 型事業からの移行者:5人
3 就労継続支援B型事業からの移行者 令和6年度比 1.67倍以上 (参考)令和6年度移行者数4人 基本指針に基づく目標数 6.6 人	就労継続支援 B 型事業からの移行者:7人
「就労定着率区分Ⅰ」算定の体制(就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上)の就労移行支援事業所を、全体の5割以上にする	令和11年度末、市内の就労移行支援事業所のうち、就労定着率区分Ⅰに該当する事業所の割合を 50%以上とする
令和11年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和6年度末実績の 1.47倍以上にする (参考)令和6年度利用者数 75人 基本指針に基づく目標数110人	令和11年度末の、就労定着支援事業の利用者数を110人以上にする
「就労定着実績体制加算」算定の体制(就労定着支援事業利用終了者の一定期間の就労定着率が7割以上)にある就労定着支援事業所を全体の25%以上にする	令和 11 年度末、市内の就労定着支援事業所のうち、「就労定着実績体制加算」算定の体制にある事業所の割合を 25%以上とする

■活動指標

	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
「障害者職場定着支援事業補助金」の実績			
事業所数	21事業所	22事業所	23事業所
定着支援員数	41人	45人	49人
利用実人数	8人	9人	10人
支援延べ件数	23件	26件	29件
「重度障害者等就労支援特別事業」の利用実人数	1人	1人	1人

(各年度の延べ件数等)

成果目標・活動指標の設定の考え方

- 原則として、国の基本指針で定められた基準に準じた目標とします。
- 「障害者職場定着支援事業補助金」は、よこすか就労援助センターと連携して職場定着支援を実施する事業所に対し、補助金を交付する事業です。一般就労へ移行した人と関係の深い事業所の職員による職場定着支援を支援することで、国の障害福祉サービス等報酬(就労定着支援)を補完する市の施策です。本補助金の交付実績は、一般就労への移行後の定着支援の状況を把握する指標となると考え、市独自の活動指標とし、**増加を目指します。**
- 「重度障害者等就労支援特別事業」は、企業や自営等で働く重度の障害のある人等の就労機会の拡大や就労継続を推進することを目的として、国の障害福祉サービス等報酬(重度訪問介護・同行援護・行動援護)の対象外となる通勤時や職場等における支援を補完するため、国が創設した「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業」により市が実施している事業です。一般就労等の状況を把握する指標となると考え、市独自の活動指標とします。

目標達成に向けた取り組み

- よこすか就労援助センターや就労選択支援事業所等と連携し、就労アセスメントに基づき、本人の特性および支援ニーズに応じた働く場とのマッチングを強化します。
- 企業の障害者雇用に対する理解を推進するため、ハローワークやよこすか就労援助センター等の関係機関と連携し、企業向けの研修会や説明会を開催します。また、精神障害のある人のサービス利用割合が大きい状況を踏まえ、体調変動に配慮した短時間労働や在宅勤務等の多様な雇用形態を導入している企業の事例を紹介し、その普及を図ります。
- よこすか就労援助センター等による個別支援を通じて、障害のある人の強み（ストレングス）を活かした業務の切り出しや職務設計に関する助言等を行い、障害者雇用に前向きな企業の開拓に努めます。
- 企業実習先の更なる開拓が行えるよう、神奈川県労働局が実施している「障害者職場実習推進事業」など、既存の制度も活用しながら、必要な取り組みを行っていきます。
- 農福連携の取り組みの拡充等により、多様な就労機会の確保・拡大を図ります。
- 一般就労への移行後の就労定着を図るため、「障害者職場定着支援事業補助金」に係る登録事業所数および職場定着支援員数の増加を図ります。
- 職場定着支援員と関係機関等との連携を強化し、切れ目のない支援の提供および支援の質の向上を図ります。
- 令和8年度から「重度障害者等就労支援特別事業」により、通勤や職場等において必要な支援の提供する体制を整備しています。本事業の周知を図り、重度の障害のある人の就労機会の確保に努めます。

(5)障害児支援の提供体制の整備等

現状

- 本計画策定にあたって、令和7年度に障害者手帳交付者の約3割を対象に実施したアンケート調査で、「18歳未満の方にお聞きします。これからの教育や療育に特に望むことは何ですか。最大3つまで選んでください。」という設問では、「通常の学級・支援級・特別支援学校等、自分に合った場を柔軟に選べること」「保育・学校・就労と段階が進んでも、自分の特性を踏まえた一貫した支援が受けられること」「進学や卒業後の生活、就労へつながる手厚いサポート」「どこにいてもいじめや差別がなく、安心して過ごせること」と回答した人が多くみられました。
- 令和8年5月1日時点、市立小学校の特別支援学級在籍児童数は1,067人です。市立中学校の特別支援学級在籍児童数は436人であり、いずれも近年増加傾向にあります。
- 就学相談の申出があった保護者との面談を踏まえ、就学支援相談部会および通級相談部会において、教育、医療および心理の観点から、個々の教育的ニーズに応じた学びの場の検討および決定等を行っています。
- 支援教育コーディネーター研修講座や支援教育研修講座等を計画的に開催し、各校において支援教育の推進役を担う教員の専門性向上を図っています。また、研修会等の様々な機会を通して、市立小・中学校における支援教育を支える特別支援学校のセンター的機能およびトライアングルプロジェクトを活用した家庭・教育・福祉の連携について周知しています。
- 市立小・中学校に在籍する医療的ケア児に対しては、会計年度任用職員の学校看護師および業務委託を締結した訪問看護ステーションの看護師が、それぞれ主治医の指示書に基づく医療的ケアを提供する体制を整備しています。
- 障害児通所支援の支給決定者数は、令和8年4月時点で1,473人です。令和4年4月時点と比較をすると約1.6倍であり、増加傾向にあります。
- 令和8年4月時点の障害児通所支援支給決定者のうち、手帳交付のない児童が3割超を占めています。知的な遅れがない発達障害児等が、専門職の所見に基づき支給決定を受けている状況がうかがえます。
- 令和8年4月時点の障害児通所支援支給決定者のうち、「個別サポート加算」の対象となるケアニーズの高い児童の割合は、児童発達支援で1割、放課後等デイサービスで2割強となっています。

- 障害児通所支援支給決定者における障害児計画相談支援の提供率は約4割であり、そのうち約9割は、横須賀市療育相談センターが計画作成を担っています。
- 障害児計画相談支援は未就学での提供率が高く、年齢を重ねるにつれてセルフプランが占める割合が大きくなっている状況です。
- 放課後等デイサービス事業所は、令和4年4月時点の市内45事業所から、令和8年4月時点には63事業所へと増加しています。

課題

- ケアニーズの高い重度障害のある児童等への支援を安定的に提供するため、児童発達支援センターの中核的機能の維持・充実、専門人材の養成・確保および地域の支援体制の整備が必要です。
- インクルージョンを推進するため、保育所等訪問支援の個別支援を充実させるとともに、保育・教育等の関係機関との連携を一層促進する必要があります。
- 支援者による相談・助言、保護者同士のピアサポート、レスパイト等の多様な手法により、こどもの成長段階に応じた継続的な保護者支援を拡充する必要があります。
- ニーズに応じた支援を適切に提供するために、障害児相談支援等による支援のコーディネートを拡充するとともに、成人期への移行を見据えた早期からの関係機関による連携を進める必要があります。

国の基本指針	本市の成果目標
児童発達支援センターの中核的支援機能を確保する	
1 幅広い高度な専門性に基づく 発達支援・家族支援機能	継続確保する
2 地域の障害児通所支援事業所に対する スーパーバイズ・コンサルテーション機能	継続確保する
3 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 (保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながらインクルージョンを推進する体制)	継続確保する
4 地域の障害児の 発達支援の入口としての相談機能	継続確保する
令和11年度末までに、インクルージョン推進のため、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	令和11年度末までに、インクルージョン推進を目的として、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する
主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した障害児通所支援事業所を1箇所以上確保する	主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所等を継続確保する
医療的ケア児等の支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置する	医療的ケア児等の支援のために、保育、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を継続実施する
令和11年度末までに、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する	令和11年度末までに、障害児およびその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する

■活動指標

		令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達支援センターにおける「中核機能強化加算」		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
市内児童発達支援事業所の支援体制および実績				
「強度行動障害児支援加算」の届出事業所数		9事業所	10事業所	11事業所
医療的ケア児※1の受入れ事業所数		1事業所	1事業所	1事業所
「事業所間連携加算Ⅰ」算定事業所数		2事業所	2事業所	2事業所
「家族支援加算Ⅱ」算定事業所数		3事業所	3事業所	4事業所
市内放課後等デイサービスにおける実績				
「個別サポート加算Ⅰ」の届出事業所数		50事業所	51事業所	52事業所
「強度行動障害児支援加算Ⅰ」の届出事業所数		10事業所	11事業所	12事業所
「強度行動障害児支援加算Ⅱ」の届出事業所数		0事業所	0事業所	1事業所
医療的ケア児※1の受入れ事業所数		5事業所	5事業所	5事業所
「事業所間連携加算Ⅰ」算定事業所数		1事業所	2事業所	3事業所
「家族支援加算Ⅱ」算定事業所数		2事業所	2事業所	3事業所
保育所等訪問支援における実績				
算定している事業所数		5事業所	5事業所	6事業所
利用実人数		51人	59人	66人
支援者向け研修(保育士・教諭・学童職員等)受講者数		77人	77人	77人
市民向け啓発講演会受講者数		39人	39人	39人
障害児の保護者等を対象にしたペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	延べ受講者数(保護者等)	70人	70人	70人
	支援者養成の取り組み	1回	1回	1回
サポートブック	作成者数(実人数)	453人	493人	533人
	説明会や勉強会の開催回数	3回	3回	3回
医療的ケア児等コーディネーター(委託)の配置人数		2人	2人	2人
市内保育所等における医療的ケアの実施状況				
保育所等数		5か所	5か所	6か所
児童数(実人数)		5人	5人	6人
看護師による医療的ケアの実施率(小・中学校)		100%	100%	100%
横須賀市医療的ケア児在宅レスパイト事業				
訪問看護事業所等の登録数		13か所	14か所	15か所
利用者数(実人数)		20人	20人	20人
利用延べ時間数		250時間	250時間	250時間
「個別サポート加算」対象児のセルフプラン率		66.7%未満	66.7%未満	66.7%未満

(各年度延べ件数等、事業所の届出状況・サポートブック作成者数およびセルフプラン率については各年3月時点)

※1 医師が判定する「医療的ケアスコア」において3点以上である医療的ケア区分Ⅰ～Ⅲに該当する児童等

成果目標・活動指標の設定の考え方

- 児童発達支援センターが既に確保している4つの中核的支援機能を維持・充実に努めます。令和8年度から算定している「中核機能強化加算Ⅲ」については、引き続き算定要件を満たす支援体制を確保します。
- 障害児通所支援における医療的ケア児や重症心身障害児、行動上の課題等によりケアニーズの高い児童等の受入体制を把握するため、各種加算の届出および算定を行う事業所数を、市独自の活動指標として位置づけます。
- 児童発達支援における「強度行動障害児支援加算」の届出事業所数は、強度行動障害支援者養成研修(実践)修了者の配置状況を示すものです。同研修は、発達障害の特性の理解および支援方法等に関する知識を深め、具体的な支援計画の立案や評価等の実践的なスキルを学ぶ研修です。令和7年度は8事業所が届出を行っており、令和8年度から「障害福祉サービス等従事職員研修費補助金」が創設されたことも踏まえ、届出事業所数の増加を見込みます。
- 放課後等デイサービスにおける「個別サポート加算Ⅰ」は行動上の課題や著しく重度の障害がある児童等へ支援を行った場合に算定できる加算です。強度行動障害支援者養成研修(基礎)修了者の配置状況により、加算の上乗せがあります。同研修は、発達障害の特性の理解および支援方法を学ぶ研修であることから、研修修了者を配置する事業所の増加を見込みます。令和7年度は48事業所が届出を行っており、令和8年度から「障害福祉サービス等従事職員研修費補助金」が創設されたことも踏まえ、届出事業所数の増加を見込みます。
- 放課後等デイサービスにおける「強度行動障害児支援加算Ⅰ」の届出事業所数は、強度行動障害支援者養成研修(実践)修了者の配置状況を示すものです。令和7年度は9事業所が届出を行っています。また、「強度行動障害支援加算Ⅱ」の届出事業所数は、中核的人材研修修了者の配置状況を示すものであり、現在、届出事業所はありません。いずれも届出事業所数の増加を見込みます。
- 医療的ケアの必要な児童等の受け入れ事業所数は、令和7年度実績と同程度を見込みます。
- 「事業所間連携加算Ⅰ」とは、セルフプランにより複数の障害児通所支援事業所を併用する児童等について、事業所間の連携を図り、児童等の状態や支援状況等に関する情報共有を行う際に、コーディネートの中核を担う事業所が算定できる加算です。児童発達支援においては、令和7年度と同程度の2事業所を見込みました。放課後等デイサービスにおいては、令和7年度は0事業所であったため、今後の増加を見込みました。

- 「家族支援加算Ⅱ」とは、保護者やきょうだい等の家族に対して、グループ形式で計画的な相談援助や支援を行った場合に算定できる加算です。令和9年度および令和10年度は令和7年度と同程度を見込み、令和11年度は取り組み事業所数の増加を見込みます。
- インクルージョンの推進にあたっては、保育所等訪問支援による個別支援の充実が必要であることから、保育所等訪問支援の取り組み状況を市独自の活動指標として位置づけます。活動指標は、第6章に記載の令和9年度以降の月あたりの見込量をもとに、令和7年度における年間利用人数が年度末月の利用人数の1.3倍であったことを踏まえて設定します。あわせて、利用実績の増加に対応するため、保育所等訪問支援を実施する事業所数は令和11年度に増加するものと見込みます。
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムについては、こどもの成長段階におけるつまずきに応じて保護者が継続的に利用するニーズがあることから、提供体制の状況を把握するため、受講者数に加え、支援プログラム等を実施する支援者の養成に係る取り組み実績を活動指標として設定します。
- サポートブックに係る取り組みは、現行の取組を継続して実施します。
- 医療的ケア児等コーディネーターについては、継続して配置し、支援体制の維持・強化を図ります。
- 市内の保育所等および市立小・中学校における医療的ケアの実施状況について、市独自の指標として設定します。
- 「横須賀市医療的ケア児在宅レスパイト事業」は、家族のレスパイト(休息)を図るため、訪問看護ステーション等が医療保険に基づく訪問看護の時間を超えて在宅の医療的ケア児に対し、一定時間の医療的ケアおよび療養上の介助を行った場合に、その報酬等の一部を助成する市の事業です。保護者支援の拡充に係る市独自の活動指標として位置づけ、訪問看護事業所等の登録数は増加し、利用者数は横ばいで推移することを見込みます。
- 個別サポート加算の対象となる児童等については、複数の事業所・サービスを組み合わせて利用するなど、支援のコーディネートを担い、チームアプローチの要となる相談支援専門員の関与が特に求められると考えられるため、セルフプラン率を市独自の活動指標として位置づけます。今後も障害児通所支援等の利用者数の増加が見込まれることを踏まえ、令和7年度末時点の水準を上回らないことを目指します。

目標達成に向けた取り組み

- 児童発達支援センターが既に確保している4つの中核的支援機能を維持・充実し、地域における障害児支援体制の充実を図ります。
- 児童発達支援センター、障害児通所支援に従事する職員を対象とした3階層の研修体系において中核的な役割を担う人材を配置する事業所、障害児入所施設および市の障害児支援事業担当者等により、地域の障害児支援体制に関する実務的な連絡・意見交換を行い、人材育成、事業所支援および支援体制の充実に向け、既存の取り組みの把握および課題の整理を行います。
- 医療的ケア児や重症心身障害児、行動上の課題がある等のケアニーズの高い障害のある児童等の受入体制を確保するため、専門人材の養成状況を把握するとともに、人材確保に向けた施策の検討を行います。
- 医療的ケア児に係るニーズや課題について、引き続き「医療的ケア児等支援協議会」において共有・協議するとともに、医療機関・母子保健部局・医療的ケア児コーディネーター・教育機関等と協働して取り組みます。
- 医療的ケア児や重症心身障害児が、障害児通所支援等で入浴支援を受けることができるよう、提供体制の整備について検討します。
- インクルージョンの推進に向け、保育所等訪問支援による個別支援の充実を図るとともに、市内の保育所等訪問支援事業所間で支援手法や課題を共有する機会を設けることができないか検討します。その取り組みの発展や、既存の会議体の活用等を含め、保育・子育て支援・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を検討します。
- 引き続き、市の障害児支援事業として保育士等の支援者向けの研修会を開催し、発達支援コーディネーター等の養成を行います。また、障害児通所支援の利用に至る前段階の保護者も含め、発達障害等に関するピアサポートの取り組みとして、保護者交流会を継続開催します。併せて、保護者交流会と障害福祉相談員の仕組みとの連動の可能性について検討します。
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムについては、こども家庭支援センターが子育て支援施策として、児童発達支援センターが発達障害児支援施策として実施しています。一方で、こどもの成長段階に応じて保護者が継続的に利用できる支援の充実が求められていることから、既存の取り組みの把握および課題の整理を行います。

- その上で、**こどもの成長段階に応じた継続的な保護者支援を拡充するため**、児童発達支援センター等と連携し、障害児通所支援事業所におけるペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの試行的な実施を促進します。ペアレントトレーニング体験講座の参加者や、今後構築予定の障害児通所支援に従事する職員を対象とした３階層の研修体系において中核的な役割を担う人材を配置する事業所を中心に、取り組みの拡大を図ります。あわせて、支援プログラムの内容や実施ノウハウの共有、家族支援加算の活用およびサポートブックの支援ツールとしての活用に関する周知を行います。
- ニーズに応じた支援を適切に提供するため、支援のコーディネートの実施を図ります。特にケアニーズの高い個別サポート加算の対象となる児童等については、障害児相談支援によるケアマネジメントを受けられる体制の整備を進めます。また、セルフプランで複数の事業所を併用するケースについては、児童発達支援センター等と連携し、障害児通所支援事業所における「事業所間連携加算」の実施および活用を促進します。
- 「事業所間連携加算」におけるコア事業所に対しては、児童発達支援センターや基幹相談支援センター等と連携し、障害児相談支援の指定に向けた助言および勧奨を行います。あわせて、市内指定特定相談支援事業所が実施している複数事業所による協働体制について、障害児相談支援の分野への導入可能性を検討します。
- 成人期への移行を見据え、早期からの準備・調整を進める視点を関係者間で共有し、家庭・教育・福祉の連携(トライアングルプロジェクト)を促進します。**また、障害児通所支援事業所における「保育・教育等移行支援加算」の実施および活用を促進します。**
- **障害児から成人期への移行を円滑に行うため、児童・成人の相談支援の接続に係る考え方を整理した上で、卒業後の成人サービスへの移行等の節目における児童・成人期の関係事業所間の情報共有、引継ぎおよび連携を推進します。**

(6)相談支援体制の充実・強化等

現状

- 障害福祉サービス利用者のセルフプラン率は約5割であり、支給決定者数の伸びに対して計画相談支援の提供が追いついていない状況です。
- 重度の障害のある人については、相対的に計画相談支援が提供されている傾向にあります。一方で、精神障害のある人はセルフプラン率が相対的に高い状況にあります。
- 市内5つの障害者相談サポートセンター(委託相談支援事業所)が計画相談支援も併せて実施しており、計画相談支援支給決定者のうち約3割を担っています。
- 基幹相談支援センターは、直営で運営しているため、職員配置等により運営体制に影響が生じる可能性があります。
- 相談支援専門員への OJT 等の一部業務を「基幹相談支援センター機能強化事業」として主任相談支援専門員が所属する法人へ委託していますが、業務量に対して人員の配置が少ない状況にあります。
- 相談支援の質の向上を目的に実施することで、基本報酬の増額が図られる「複数事業所による協働体制」については、人員配置等の問題から参加ができない相談支援事業所があり、計画相談支援事業所が独立して経営を成り立たせていくことに難しさがあります。

課題

- セルフプラン率が高い状況にある中で、相談支援を必要とする人が、必要なタイミングで、必要な形(計画相談支援・一般的な相談を含む)で相談支援につながることでできる体制を整備する必要があります。
- 支給決定者数の増加に対し計画相談支援の提供が追いついていないことから、計画相談支援の提供量を確保する取り組みを進める必要があります。
- 相談支援専門員は実務要件を要するため、計画的な確保・養成が必要です。
- 計画相談支援は支援のコーディネートを担い、チームアプローチの要となることから、提供量の確保に加え、質の確保・向上を図る必要があります。
- 相談支援事業所が安定的に運営できるよう、事業運営上の課題を踏まえた支援を行うとともに、運営ノウハウの共有や伴走支援体制の整備により、相談支援専門員への OJT を強化する必要があります。

国の基本指針	本市の成果目標
基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等および協議会の設置を行った上で、これらを連携させること	令和11年度末までに、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等および障害とくらしの支援協議会の取り組みを連携させる体制を構築する
基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業所が連携して必要な相談支援を提供できる体制を維持・強化する
協議会における個別事例の検討を通じた地域における課題解決に向けた取り組み	障害とくらしの支援協議会における個別事例の検討を通じて把握した地域課題について、課題解決に向けた取り組みを推進する体制を維持・強化する
令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすること	令和11年度末までに、地域生活支援拠点等の取り組みを通じて把握した「緊急時の支援調整が困難となるおそれの高い人」について、のぞまないセルフプランの件数を0件とする

■活動指標

	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
基幹相談支援センターの体制・取り組み			
主任相談支援専門員の配置数	1人	2人	2人
障害とくらしの支援協議会における地域課題の整理および協議への関与の有無	有	有	有
人材育成等の取り組みに参加する相談支援事業所の割合	100%	100%	100%
障害とくらしの支援協議会			
全体会開催回数	1回	1回	1回
専門部会等の設置数	5	5	5
専門部会等の開催回数	40回	40回	40回
実務者運営会議において、個別事例の検討を通じて抽出された地域課題を踏まえ、支援体制の整備等を議題として協議した回数	4回	4回	4回
相談支援事業所における「地域体制強化共同支援加算」算定件数	12件	12件	24件

市内事業所数			
指定特定相談支援	30事業所	31事業所	32事業所
指定地域移行支援	9事業所	9事業所	9事業所
指定地域定着支援	9事業所	9事業所	9事業所
指定障害児相談支援	20事業所	21事業所	22事業所
市内事業所における主任相談支援専門員の配置数	8人	9人	10人
相談支援の質の向上を目的に実施する 「複数事業所による協働体制」に参加している事業所数	13事業所	13事業所	13事業所
障害福祉サービス等受給者 セルフプラン率	45.8%未満	45.8%未満	45.8%未満
うち区分5および6の人のセルフプラン率	16.2%未満	16.2%未満	16.2%未満
障害児通所支援受給者 セルフプラン率	62.7%未満	62.7%未満	62.7%未満
うち「個別サポート加算」対象児のセルフプラン率 (再掲)	66.7%未満	66.7%未満	66.7%未満

(各年度の延べ回数等、事業所数およびセルフプラン率のみ各年 3 月時点)

成果目標・活動指標の設定の考え方

- 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等および障害とくらしの支援協議会の連動性を高め、地域における相談支援体制を強化するとともに、個別事例の検討を通じて把握した地域課題の共有と解決に向けた取り組みを促進します。
- 基幹相談支援センターに配置する主任相談支援専門員を増員し、市内の相談支援事業所への支援や連携を促進することで、必要な人が必要なタイミングで適切な相談支援につながることでできる体制を整備します。
- 障害とくらしの支援協議会については、全体会を年 1 回開催するとともに、実務者運営会議、調整会議、こども支援部会、地域課題整理部会および課題解決のためのワーキンググループの 5 つの専門部会等を、引き続き設置することを見込みます。開催回数は、地域課題整理部会を年 24 回、その他の専門部会等を各年 4 回と見込みます。なお、実際の設置・開催回数等については、実務者運営会議における決定に基づきます。実務者運営会議では、個別事例の検討を通じて抽出された地域課題を踏まえ、支援体制の整備等を検討します。
- 相談支援事業所における「地域体制強化共同支援加算」は、支援が困難な人の課題解決に向けて多機関と連携し、個別の課題を地域の課題と捉えたうえで障害とくらしの支援協議会へ報告することにより、地域づくりを促進する取り組みを評価する加算です。個別事例を通じた地域の支援体制整備の取り組み状況を把握する指標となることから、市独自の活動指標として位置付けます。地域生活支援拠点等の取り組みの中で、件数が増加することを目指します。
- 市内指定特定相談支援および障害児相談支援事業所数については、増加を目

指します。地域移行支援および地域定着支援については、令和7年度実績と同程度を見込みます。

- 市内事業所における主任相談支援専門員の配置数については、各年1人ずつ増やしていくことを見込みます。
- 相談支援の質の向上を目的に実施する「複数事業所による協働体制」に参加している事業所数について、令和8年度時点の実績と同程度を見込みます。
- セルフプランについては、地域生活支援拠点等の取り組みを通じて把握した「緊急時の支援調整が困難となる恐れの高い人」について、のぞまないセルフプランの件数を0件とすることを目指します。
- 障害福祉サービスおよび障害児通所支援利用者については、ニーズに応じた支援のコーディネート充実させるため、ケアマネジメントを推進します。今後も障害福祉サービス等の利用者数は増加が見込まれることを踏まえ、全体のセルフプラン率については、令和7年度末時点の水準を上回らないことを目指します。
- このうち、障害支援区分5・6の人および個別サポート加算の対象となる障害児等については、複数のサービスを組み合わせて利用するなど、支援のコーディネートを担い、チームアプローチの要となる相談支援専門員の関与が特に求められると考えます。このため、それぞれのセルフプラン率についても、令和7年度末時点の水準を上回らないことを目指します。

目標達成に向けた取り組み

- 相談支援体制の整備を進める中で、中核的な役割を担う基幹相談支援センターの委託のあり方を再検討するとともに、地域生活支援拠点等コーディネーターを同センターに配置する方法、または他の機関に配置したコーディネーターと同センターが協働する体制を構築する方法について検討します。
- セルフプランで障害福祉サービスを利用している人のうち、特に自宅で生活し、緊急時の支援調整が困難となるおそれが高い人については、本人の意向および状況を踏まえ、計画相談支援、必要に応じた地域定着支援および自立生活援助につながるよう、地域生活支援拠点等の取り組みの中で関係機関との連携を進めます。
- 計画相談支援の提供量を確保するため、指定特定相談支援事業所の新規参入および事業規模の拡大に向けた有効な方策を検討します。
- 相談支援専門員の計画的な確保・養成を図るため、相談支援員の活用を進めるとともに、日中活動系サービス事業所および精神科訪問看護事業所等に対し、相談支援事業所の開設等に向けた働きかけを行います。
- 計画相談支援の質の確保・向上を図るため、基幹相談支援センターを中心に、事例を素材としたグループスーパービジョン等を継続的に実施します。また、基幹相談支援センターおよび主任相談支援専門員を中心に、支援のコーディネート力およびチームアプローチの充実を目的とした研修会等の企画・実施について検討します。
- 相談支援事業所が安定的に運営できるよう、基幹相談支援センターを中心に事業所の運営上の課題を把握し、運営ノウハウの共有、業務の効率化に関する情報提供および必要な伴走支援を行います。
- 計画相談支援については、相談支援専門員からモニタリング期間の変更に関する相談があった場合には、本人の状況や支援の必要性を踏まえ、柔軟に見直します。なお、毎月のモニタリングを超える頻度での居宅訪問・相談対応等が必要な人については、本人の意向および支援ニーズを踏まえ、自立生活援助の利用につなぐことを検討します。
- 障害とくらしの支援協議会において、個別事例の検討を通じて把握された地域課題の解決に向けた取り組みを促進するため、基幹相談支援センター、児童発達支援センター、就労援助センター等の地域の中核的な機関および主任相談支援専門員、地域生活支援拠点等コーディネーター、医療的ケア児等コーディネーター等が中心となり、その他の関係機関や支援者も参画しながら、事例検討や事例を素材としたグループスーパービジョン等を通じて、個別の課題を地域に共通する課題として整理し、協議につなげるプロセスに関与できる仕組みを整備します。
- 障害とくらしの支援協議会において整理された地域課題については、課題の中から取り組みの焦点を定め、関係機関が協働し、取り組めることを検討・推進するとともに、その取り組み状況を検証することで、地域の支援体制の充実につなげます。

(7)障害福祉サービス等の質の向上

現状

- 本計画策定にあたって、令和7年度に障害者手帳交付者の約3割を対象に実施したアンケート調査において、「日中活動施設へ通所している人にお聞きします。今の日中活動施設で満足しているところを教えてください」という設問では、「職員やスタッフの対応が良い」「活動の内容が自分に合っている」と回答した人が多くみられました。
- また、「福祉サービスについて、自由にご意見やご要望をご記入ください」という設問では、一定数、既存サービスへの感謝やサービスの持続可能性を望む趣旨の回答がみられました。
- 一方、事業所からは、障害福祉人材の確保・定着に苦慮しているとの声が聞かれています。特に夜勤に従事する支援員、ヘルパーおよび世話人は、少人数の職員体制で個別の支援に従事する場面が多く、業務上の負担や孤立感を抱えやすい状況にあります。
- 共同生活援助においては、令和7年度から事業運営の透明性を高め、支援の質の担保・向上を目的として「地域連携推進会議」の開催が義務づけられました。また、令和9年度からは、共同生活援助の管理者に資格要件が設けられる見込みです。
- 令和9年度以降、障害児通所支援に従事する職員を中心として、障害児支援と子育て支援の双方の観点から必要な専門性を身につけるため、全国共通の枠組みによる3階層の研修体系が構築される予定です。
- 権利擁護・虐待防止については、市主催で毎年研修会を開催しています。
- 基幹相談支援センターは、相談支援専門員の人材育成等に注力している一方、他の専門人材(強度行動障害・医療的ケア等)の人材育成等については、主業務として単独では企画・実施することが難しい状況にあります。
- 障害福祉サービス事業所数の増加や制度の複雑化等により、全国的に行政による指導監査業務がひっ迫しています。国は指定権者に対し、「指定障害福祉サービス事業者等に対する監査マニュアル」を示し、指導監査の効率的・効果的な実施を促しています。

課題

- 障害福祉サービス等の質の向上のため、支援人材の確保・定着を図るとともに、処遇改善や働きやすい職場づくり等の取り組みを進める必要があります。
- サービス等利用計画・個別支援計画の作成、モニタリング等の支援の仕組みが、本人の意思を尊重し、自己決定を支える「意思決定支援」を十分に反映したものとなるよう、徹底を図る必要があります。
- 計画相談支援・障害児相談支援と連携し、支援の目標や役割分担等を関係者間で共有してチームとして本人主体の一貫した支援を行うため、サービス担当者会議等の開催・運営の充実を図る必要があります。
- 共同生活援助については、地域連携推進会議を活用した地域との連携や運営
- 事業所内 OJT の充実に向け、OJT を担うサービス管理責任者等の人材育成を進めるとともに、OJT 手法の共有を図り、サービス管理責任者等のネットワーク形成を進める必要があります。
- 特に共同生活援助においては、世話人が少人数の職員体制で個別の支援に従事する場面が多く、支援上の悩みや課題を共有・相談しにくい状況も想定されます。このため、世話人への OJT において中心的な役割を担うサービス管理責任者の専門性の確保・向上を図るとともに、OJT を実施しやすい体制づくりに向けた管理者の理解と協力を得る必要があります。
- 強度行動障害の状態にある人や医療的ケアを必要とする人等への支援を行う専門人材については、法定研修の受講促進に加え、地域における実地での助言やコンサルテーション等と連動させ、支援の質を継続的に高めるとともに、事業所や支援者が孤立しない仕組みを整備する必要があります。
- 主任相談支援専門員や障害児支援における中核的な役割を担う人材等を中心に、地域の支援者が互いに学び合い、事業所の垣根を超えて協働できる関係づくりを進める必要があります。行政による基礎的な知識の習得を目的とした研修に加え、支援者同士が実践を共有し、学び合う機会を充実させることで、包括的な支援体制の充実を図る必要があります。
- 限られた行政資源の中で適正なサービス運営と支援の質を確保するため、事業所による自主点検および地域の関係機関相互による支援・確認機能を強化する必要があります。併せて、法令遵守上の課題が大きい事業所等に対し、行政による指導監査を重点的・効果的に実施できる体制を整える必要があります。

国の基本指針	本市の成果目標
令和11年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築すること	令和11年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取り組みを推進するための体制を構築する。
障害福祉サービス等情報公表制度において、市内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とする	障害福祉サービス等情報公表制度において、市内事業所の公表率および更新率を100%とする

■活動指標

	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
市・基幹相談支援センター・障害とくらしの支援協議会等における質の向上に係る研修の実施			
実施回数	5回	5回	5回
延べ受講者数	150人	150人	150人
「障害福祉サービス等従事職員等研修費補助金」延べ件数	61件	61件	61件

(各年度の延べ件数等)

■参考指標(令和7年度3月実績)

	処遇改善 加算Ⅰ	処遇改善 加算Ⅱ	処遇改善 加算Ⅲ	処遇改善 加算Ⅳ
居宅介護(市内事業所数:62事業所)	20事業所	26事業所	3事業所	2事業所
生活介護(市内事業所数:49事業所)	30事業所	13事業所	1事業所	2事業所
就労継続支援B型(市内事業所数:35事業所)	20事業所	10事業所	1事業所	1事業所
共同生活援助(市内事業所数:72事業所)	32事業所	22事業所	11事業所	2事業所
放課後等デイサービス (市内事業所数:61事業所)	30事業所	23事業所	5事業所	1事業所

成果目標・活動指標等の設定の考え方

- 障害福祉サービス等の質の向上にむけた取り組みを推進するため、市・基幹相談支援センター・障害とくらしの支援協議会等における研修の実施回数や受講者数を活動指標に設定し、前期計画の水準と同程度を見込みます。
- 令和8年度から、障害サービス等事業所に従事する職員のキャリアアップおよび支援の質の向上を図るため、「障害サービス等従事職員研修費補助金」を創設し、各種研修の受講に要する費用を補助します。その補助実績を市独自の指標として設定し、各年度61件を見込みました。
- 参考指標として、障害福祉サービス等の処遇改善加算の状況を設定します。加算の算定自体を目的とするものではありませんが、加算による収入の確保は、事業所運営の安定や職員の処遇改善・人材定着につながると見込まれます。

目標達成に向けた取り組み

- 障害福祉サービス等の業務の効率化、チームアプローチの推進を含む支援の質の向上、従事する人材の確保・定着ならびに安定的な事業運営につなげるため、県が実施する研修や情報提供等を活用し、県と連携して必要な取り組みを推進します。
- 障害福祉サービス事業所の事務負担の軽減を図るため、横須賀市から発出する通知や依頼、提出書類等について、電子申請システムの活用を進めるとともに、様式の簡素化、記載方法の分かりやすさの向上などを検討します。あわせて、今後、国において検討・推進される事業者と自治体間の障害福祉関係手続に係るシステムの共通化の動向を踏まえ、効果的かつ効率的な手続の実施に取り組みます。
- 共同生活援助における地域連携推進会議について、必要に応じて市も参加し、共同生活援助事業所が支援内容や事業運営の改善につなげる取り組みを促進します。
- 障害とくらしの支援協議会において、個別事例の検討を通じて把握された地域課題の解決に向けた取り組みを促進するため、基幹相談支援センター、児童発達支援センター、就労援助センター等の地域の中核的な機関および主任相談支援専門員、地域生活支援拠点等コーディネーター、医療的ケア児等コーディネーター等が中心となり、その他の関係機関や支援者も参画しながら、事例検討や事例を素材としたグループスーパービジョン等を通じて、個別の課題を地域に共通する課題として整理し、協議につなげるプロセスに関与できる仕組みを整備します。(再掲)
- 障害とくらしの支援協議会において整理された地域課題については、課題の中から取り組みの焦点を定め、関係機関が協働し、取り組めることを検討・推進するとともに、その取り組み状況を検証することで、地域の支援体制の充実につなげます。(再掲)
- 事業所による自主点検を促進するため、点検項目、制度改正および主な留意事項等に関する情報を、わかりやすく提供するように努めます。